



日本国内の資産運用業務に関する規制当局の一本化

欧州ビジネス協会 (EBC)¹

2003年2月

1. 背景

日本の現行の規制は、投資顧問サービスの提供と投資信託運用とを人為的に区別している。両方の業務分野への参入を望む会社は別々の認可を取得し、これら2つの関連業務間にいくつかの人為的なファイアーウォールを維持することを義務付けられる。この人為的な分離の結果、Investment Trust Management Association (ITMA)〔投資信託協会 (Investment Trust Association) ??〕と日本証券投資顧問業協会 (JSIAA) という2つの別個の業界団体が生まれるに至っている。両団体はそれぞれ、独自の限られた自主規制権限群を有している。

2. 問題点

2つの別個の団体が存在し、2つの異なる法律に従うことは、両方の分野で活動することを望む会社にとって甚だしい非効率につながる。たとえば、

- 規制当局分離の物理的影響：登録を行う際や、諮問や承認等を仰ぐ際に、余計な時間がかかる（役員、ファンド・マネジャー等の登録は2つの異なる書式で2つの当局に提出する必要がある）
- 実質的に同一の業務における同一の問題に別々の規制が適用される

¹欧州ビジネス協会は欧州合同在日商工会議所の通商政策部門である。

- 金融庁と関東財務局それぞれによる二重の検査
- 二重の投資コスト / 人件費
- 二重の申告 / 報告（事業報告書や会計報告書の書式が異なる（次のポイント参照））
- 申告書式の相違
- 文書保存方針の相違
- 小規模の会社ですら、2つの別個の部門を設ける必要がある（「ファイアーウォール」）

3. 提言

第一歩として、EBC は、資産運用業務に携わる会社の負担を軽減するために、資産運用業務に適用される法規を金融庁が整合化するように要望する。こうした整合化は、2つの業界団体の合併を促すことで、日本市場における一貫性と効率をさらに促進するだろう。